

女性活躍推進法に基づく情報公表

令和8年4月1日現在

項目	正規職員	
採用した労働者に占める女性労働者の割合 ※採用月：令和8年4月	事務職	100%
	介護職	100%
	相談職	—%
労働者に占める女性労働者の割合	事務職	62%
	介護職	83%
	相談職	91%
係長にある者に占める女性労働者の割合	51%	
管理職(所長以上)に占める女性労働者の割合	62%	
男女別の育児休業取得率 ※対象職員：令和7年4月1日から令和8年3月31日までに子が生まれた職員	(男性)	(女性)
	事務職	—%
	介護職	100%
	相談職	—%
		100%

男女の賃金の差異

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	90.6%
正規雇用労働者	89.5%
非正規雇用労働者	100.2%
対象期間：令和7年度 賃 金：基本給、超勤手当、通勤手当等の各種手当及び賞与を含み、退職手当等は除く。 正規雇用労働者：期間の定めがないフルタイム労働者。 非正規雇用労働者：パートタイム労働者及び有期雇用労働者。 ※なお、パートタイム労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（1,936時間/年）をもとに人員数の換算を行っている。	